

# 沖縄県 市町村データを用いた 子どもの貧困率の推計\*1)

沖縄県下の41市町村のうち、子どもの貧困率算出に関するデータの提供のあった35自治体の可処分所得算出用データを使用し、そのうち、すべてのデータが突合可能であった8自治体(サンプルA)を用いて子どもの相対的貧困率(再分配前・後)、18-64歳の大人が1人の世帯の世帯員の貧困率を算出した。結果は以下の通り。

サンプル	A	B(参考)	国(参考)*4
自治体数	8	35	
世帯数	412,805	555,544	
子ども数	203,591	277,110	
H22国勢調査による沖縄県全体の子ども数に対する割合	約68%	約93%	
子どもの相対的貧困率 *2	29.9%	推計不可	16.3%
18-64歳の大人が1人の世帯の世帯員の貧困率 *2,3	58.9%	推計不可	54.6%
再分配前の子どもの貧困率 *2	32.4%	33.9%	

\*1) 本推計は、沖縄県、沖縄県子ども総合研究所の指示を得て、沖縄県下の市町村の協力のもと、阿部彩(首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター所長)が推計した。

\*2) 厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」による貧困基準を物価調整した値を基準とする

\*3) 0-17歳以下の子どもと18-64歳以下の大人1人によって構成される世帯。スライド4参照のこと。

\*4) 厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」

# データについて

それぞれの市町村にて、住民基本台帳をベースに、平成26年の収入データと社会保障給付のデータを、世帯番号をもとに突合した。各データソースからのデータは以下の通り：

**住民世帯データ**： 世帯人数、子ども(0-17歳)数

**収入データ**： 給与収入、給与所得、所得の計、所得税額、住民税額、固定資産税額  
(すべて確定税額)

**社会保障データ**： 公的年金給付額、児童手当、児童扶養手当、生活保護給付、社会保険料

(用いたデータ) すべてのデータが突合可能であったのは8自治体のデータ(サンプルA)。これは子ども数で見ると約20万人であり、沖縄県全体の子ども数(平成22年国勢調査にて約30万人)の約68%と推計される。

41自治体のうち、6自治体は現時点においてはデータ入手が不可能であった。残りの27自治体は、所得税、児童手当、児童扶養手当、生活保護給付のいずれか又はすべてのデータを手入れできなかった。しかし、これらの自治体についても再分配前の貧困率であれば算出可能であるため、27自治体をサンプルAに加えた計35自治体のデータ(サンプルB)を用いて、再分配前の貧困率を推計し、サンプルAの偏りを見た。サンプルBでカバーされる子ども数は約28万人であり、沖縄県全体の子ども数の約93%にあたる。サンプルAに比べ、サンプルBの再分配前貧困率は若干高めであることから、沖縄県全体の子どもの貧困率は、サンプルAによる推計よりも若干高いことが示唆される。

# 推計方法に関するテクニカル・ノート

## 等価所得の推計

【再分配前・再分配後(可処分)所得の推計】(単位は世帯)

年金所得＝年金収入から年金所得を推計(公的年金等に係る雑所得の速算表を参照)

事業所得＝(総所得－給与所得－年金所得)

再分配前所得＝(給与収入＋事業所得)

再分配後(可処分)所得＝再分配前所得－(所得税＋住民税＋固定資産税＋社会保険料)  
＋(公的年金収入＋児童手当＋児童扶養手当＋生活保護給付)

等価再分配前所得＝再分配前所得／ $\sqrt{}$ 世帯人数

等価可処分(再分配後)所得＝世帯可処分(再分配後)所得／ $\sqrt{}$ 世帯人数

【仮定と制約】

・事業所得(農耕・畜産所得、家内労働所得を含む)はそのもののデータがないため、総所得から給与所得を差し引いた額とした(総所得は、給与所得と事業所得の和であることから)。厚生労働省「国民生活基礎調査」の貧困率の推計で用いられる事業(農耕・畜産、家内労働)所得は「世帯員が事業によって得た収入から仕入原価や必要経費(税金、社会保険料を除く。以下同じ。)を差し引いた金額」としており、これに近いと考えられる。

・年金所得の推計には、年金所得が世帯内で合算されているため世帯の誰に給付されたか、また年金受給者が複数いる場合、年金の内訳がわからないため、65歳以上の世帯員がいる場合は1人の65歳以上の世帯員がすべての年金を受給したと仮定、65歳以上の世帯員がいない場合は1人の65歳未満の世帯員がすべての年金を受給したと仮定した。この仮定により、年金所得は過大推計される可能性がある。

# 推計方法に関するテクニカル・ノート

## 貧困率の推計

### 【貧困世帯の識別方法】

厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」における貧困基準(等価可処分世帯所得=122万円)をCPI\*1によって調整した値(126万円)を貧困基準とし、等価世帯可処分所得がこの貧困基準より低い世帯を「相対的貧困」と定義。

子どもの貧困率は、子ども全体に占める貧困世帯に属する子どもの割合とした。

全世帯員の貧困率(相対的貧困率)は子どものいない世帯のデータがない自治体があるため計算していない。

### 【非課税・未申告世帯の扱い】

本データは、住民基本台帳をベースに作成しているため、生活保護受給世帯や税金未申告世帯も含む全世帯が含まれる。そのため、所得税、住民税ともにゼロの世帯(非課税世帯)においても雇用収入・所得、年金収入などの情報も含んでいる。しかし、未申告世帯については、これら情報がなく、また、これら世帯においては貧困基準を上回る収入はないと想定されるため、雇用収入と事業収入はゼロと仮定している。未申告世帯についても、年金収入、社会保障給付の情報はデータに含まれる。

### 【ひとり親世帯の子どもの貧困率】

スライド1で示した「18-64歳の大人が1人の世帯の子どもの貧困率」とは、0-17歳以下の子どもと18-64歳以下の大人1人によって構成される世帯に属する世帯員(子どものみではない)の貧困率を指す。俗に言う「ひとり親」世帯には、子どもの1人が17歳以上であったり、祖父母と同居する「三世代」世帯も含まれるため、この定義より広い。また、この定義に当てはまっても「ひとり親世帯」でない場合もある(例:20歳と16歳の兄弟世帯など)。

\*1) 総務省統計局「平成22年基準消費者物価指数長期時系列データ品目別価格指数全国年平均」により調整